

## カオナビサービス個別規約 新旧対照表

改定前(2025年11月1日版)	改定後(2026年5月7日版)
(新設)	<p><b>第37条 (カオナビエンゲージメントの概要・目的)</b>                      カオナビエンゲージメントは、従業員のエンゲージメントを調査、定量化し、組織課題解決を支援するオプションサービスです。お客様が本個別サービスで「カオナビエンゲージメント」サービス(以下「カオナビエンゲージメント」といいます。)を利用する場合は、本節の定めが適用されるものとします。</p>
(新設)	<p><b>第38条 (データの取扱い)</b>                      1 お客様は、カオナビエンゲージメント上に個人情報保護法に定める要配慮個人情報又はこれに類する不当な差別に繋がりうるデータその他の法令上特別な取扱いを要する情報を保存しないものとします。                      2 当社は、カオナビエンゲージメントに保存されたデータについて、お客様及び特定の個人を特定できない形式に加工した上で平均値等の統計情報を作成(他のお客様のデータと統合することを含みます。)し、他のお客様等の第三者に開示するほか、利用することができるものとします。当社は、お客様のカオナビエンゲージメントご利用終了後も当該統計情報を保有、利用、開示することができるものとします。                      3 当社は、お客様がカオナビエンゲージメントのご利用を通じて行われた行動に関する情報を取得し、原規約に定める利用状況データの利用目的のほか、カオナビエンゲージメントの活用事例紹介の目的のために解析し、利用、開示することができるものとします。</p>
(新設)	<p><b>第39条 (コンサルティングオプション)</b>                      1 当社は、お客様と別途コンサルティングオプションの提供に関する契約を締結した場合、善良な管理者の注意をもって業務を遂行するものとします。コンサルティングオプションの提供に関する業務は、コンサルティングレポートの納品をもって完了するものとします。                      2 お客様は、コンサルティングレポートの納品後5営業日以内にサービス仕様との不一致の有無を確認し、メール等により当社に通知するものとします。お客様から当社に対する通知が5営業日以内になされない場合、当該期間の経過をもって合格したものとみなします。                      3 当社は、コンサルティングレポートの納品後5営業日以内にお客様から修正を求める旨の通知がなされ、サービス仕様との不一致が認められた場合、その修正を実施するものとします。この場合、当社は修正したコンサルティングレポートをお客様に納品するものとし、以後は本項前段と同様とします。</p>
(新設)	<p><b>第40条 (コンサルティングレポートの著作権)</b>                      1 コンサルティングレポートの著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、納品と同時に当社からお客様に移転するものとします。但し、当社又は第三者が従前より保有しているものは留保されるものとし、当社はお客様に対し、カオナビエンゲージメントのご利用の目的の範囲内に限り非独占的に使用する権利を許諾します。                      2 当社は、お客様に対し、コンサルティングレポートに関する著作者人格権を行使しないものとします。                      3 前2項にかかわらず、当社は、コンサルティングレポートの複製を保存し、お客様及び特定の個人を特定できない形式に加工した上で当社サービスの提供、改善・開発及び向上等のために利用することができるものとします。</p>
(新設)	<p><b>第41条 (免責)</b>                      カオナビエンゲージメントは、第37条に定める目的に照らしお客様の参考のために提供するものであり、お客様は自らの判断の下にその結果を利用するものとします。当社は、サービス仕様を除き、正確性、完全性、有用性、お客様の期待する目的との適合性について保証しないものとします。</p>
<p><b>第37条 (存続条項)</b>                      第2条第2項、第4条、第8条、第14条、第27条、第31条、第36条及び本条は、本個別サービスに関する契約が終了した後も有効に存続するものとします。</p>	<p><b>第42条 (存続条項)</b>                      第2条第2項、第4条、第8条、第14条、第27条、第31条、第36条、<b>第42条</b>及び本条は、本個別サービスに関する契約が終了した後も有効に存続するものとします。</p>